

北茨城市外国語指導助手派遣業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

北茨城市立小中学校の児童・生徒の英語教育及び国際理解教育の充実を図るため、外国語指導助手（以下「ALT」という。）を派遣し、実践的なコミュニケーション能力の向上等に努めている。そのため、英語教育について専門的知識を有し、児童・生徒に対して質の高い指導ができるALTを派遣するとともに、ALTへの指導・管理体制を確実に遂行できる事業者を公募型プロポーザル方式による選考を実施することとし、その手続について必要な事項を定めるものとする。

2 派遣業務の概要

- (1) 派遣業務名 北茨城市外国語指導助手派遣業務
- (2) 業 務 内 容 別紙「北茨城市外国語指導助手派遣業務仕様書」のとおり
- (3) 履 行 期 間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 予算上限額 39,600千円（税込み）
※令和6年度一般会計予算 債務負担行為設定済み

3 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、本業務の趣旨を理解し、企画提案書の提出日から契約締結日までの期間において、次の事項を全て満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再正手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (3) 公租公課に未納がないこと。
- (4) 北茨城市暴力団排除条例（平成24年北茨城市条例第3号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。
- (5) 一般労働者派遣事業許可を受けていること。
- (6) 北茨城市教育委員会との連携・調整が速やかに行えること。

4 問合せ・書類提出先

北茨城市教育委員会学校教育課 担当：小野

〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地

電話：0293-43-1111 F A X：0293-42-0454

E-mail：ky-gakkou@city.kitaibaraki.lg.jp

5 契約候補者選定スケジュール

	内 容	期限又は期間
1	実施要領の公表	令和7年1月20日（月）
2	質問受付期間	令和7年1月20日（月）～ 令和7年1月22日（水）
3	質問に対する回答	令和7年1月29日（水）
4	企画提案書受付締切	令和7年2月5日（水）17時まで
5	審査委員会	令和7年2月18日（火）
6	審査結果の通知	令和7年2月25日（火）

6 質問の受付及び回答

本要領及び仕様書に関する質問は、次により行う。

（1）提出方法

質問書（様式第1号）に質問事項を記載の上、電子メールで「4 問合せ・書類提出先」に提出するとともに、電話による着信確認をすること。記載の電子メール以外の方法による質問には応じない。

（2）受付期間

令和7年1月20日（月）から令和7年1月22日（水）

（3）質問に関する回答

質問者に対し、電子メールにて回答する。

7 企画提案書等の提出

企画提案書等は、次のとおり提出すること。

（1）提出書類

ア 北茨城市外国語指導助手派遣事業に係る企画提案提出書（様式第2号） 1部

イ 企画提案応募資格に係る宣誓書（様式第3号） 1部

ウ 企画提案書（任意様式） 10部（（5）提出部数のとおり）

エ 見積書（任意様式） 10部

オ 会社概要（任意様式） 10部

カ 納税証明書（受付日前3か月以内に発行されたもので、申請時発行可能な直近のもの） 1部

(ア) 市内業者の場合

- ・市税法人市民税の納税証明書、固定資産税の納税証明書
- ・国税法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書

(イ) 市外業者の場合

- ・国税

(2) 受付期限

令和7年2月5日（水） 午後5時必着

(3) 提出方法

「4 問い合わせ・書類提出先」まで持参又は郵送（簡易書留に限る。）とする。

(4) 応募に関する留意事項

ア 事業者は、「北茨城市外国語指導助手派遣事業に係る企画提案提出書（様式第2号）」の提出をもって、本実施要領の記載内容・条件を承諾したものとみなす。

イ 応募に関する必要な費用は、事業者の負担とする。

ウ 事業者から提出された提案書の著作権は、事業者に帰属する。ただし、市は、公表及び展示その他本事業に関し、市が必要と認める用途に用いる場合、選定事業者として決定された事業者の提案書の一部又は全部を無償で使用するすることができる。なお、事業者から提出された書類は、返却しない。

エ 市が提示する資料は、応募に関する検討以外の目的で使用することはできない。

オ 事業者は、複数の提案を行うことはできない。

カ 提出書類の変更はできない。ただし、疑義等があり、市が補正及び追加を求めた場合は、この限りではない。

キ 見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含むものとし、見積額の積算根拠についても記載すること。

(5) 提出部数

企画提案書の提出部数は、社名が記載されたもの1部、社名が記載されていないものを9部で合わせて10部とする。書類には、社名やマーク等が入らないように注意する。

8 審査及び選定の方法

(1) 審査委員

選定は、市が別に定める北茨城市外国語指導助手派遣業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 参加資格の確認

市は、提出物により、本募集要項に示す参加資格を満たしているかを確認する。参加資格を一つでも満たしていない場合には、当該事業者を失格とする。

(3) 必要書類の確認

市は、本募集要項に示す提案書の必要書類が全て提出されているかを確認する。必要書類に明らかな不備があった場合は、事業者の提案書は無効とする。

(4) 審査の実施

審査は、プレゼンテーションを実施し、審査委員会において審査を行う。

ア 実施日時及び会場

実施日時：令和7年2月18日（火）午後2時から

（開始時間については、当日までにメールにて個別に通知する。）

会 場：北茨城市役所 4階 402会議室

イ プレゼンテーション時間

30分（提案の説明20分、質疑応答10分）以内

ウ プレゼンテーション方法

提出期限までに提出した企画提案書により説明するものとし、追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。なお、PowerPoint等を使用する場合は事前に連絡するものとする。その場合に使用するパソコンはプロポーザル参加者が用意し、プロジェクター及びスクリーンは当市が用意する。

エ その他

（ア）プレゼンテーションは非公開とする。

（イ）プレゼンテーションの参加人数は1社につき3名以内とする。

（ウ）プレゼンテーション実施時間までに参集しない場合は参加を辞退したものとする。

（エ）感染症拡大等により、当市会場での実施が困難であると判断した場合は、web（リモート）による審査方法とする。その際の詳細の事項については、別途通知する。

(5) 審査方法及び結果の通知

審査委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、別紙「北茨城市外国語指導助手派遣業務プロポーザル審査基準」に基づき審査を行い、本業務の受託者として最も適すると認められた者を優秀者として選定する。

なお、企画提案者が1社のみの場合であっても、当該企画提案者について審査を行い、選定の可否を決定する。選定結果は、審査の対象となった全ての企画提案者に対し、文書により通知する。

(6) 審査結果に対する異議申立て等

審査結果に対する異議の申立て及び問合せは、認めない。